

岩倉市骨髄提供者等助成事業のご案内

～骨髄提供者と提供者が働く職場を応援します！～

公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」)が実施する骨髄バンク事業において、平成31年4月1日以降に骨髄または末梢血幹細胞の提供を行った人及び骨髄提供者が勤務する事業所に対して、助成金を交付します。

◆交付対象者

- ①骨髄提供者で骨髄等の提供日に市内に住所を有する人
- ②骨髄提供者(個人事業主を除く。)が勤務している国内の事業所
(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および公立大学法人を除く。)

◆助成金額

- ①骨髄提供者
次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院に要した日1日につき2万円(上限7日まで)
ア 健康診断のための通院 イ 自己血貯血のための通院 ウ 骨髄等の採取のための入院
エ その他、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等
- ②事業所
骨髄提供者が骨髄等の提供を行うために休業した日1日につき1万円(上限7日まで)
*事業所が複数ある場合は、骨髄提供者が骨髄等の提供を行うため、それぞれの事業所を休業した日数を合算します。
*他の地方公共団体による骨髄提供者に対する類似の助成を受けている場合は、その額を助成金の額から控除します。

◆申請期限

骨髄等の提供日から1年以内

◆申請に必要な書類

※申請書は岩倉市のホームページからダウンロードできます。

- ①骨髄提供者
ア 岩倉市骨髄提供者等助成金交付申請書兼請求書(提供者用)
イ 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証明する書類(通院等の日数が確認できるもの)
ウ 印鑑および振込先がわかるもの(申請者名義の通帳等)※記載内容の確認のため
- ②事業所
ア 岩倉市骨髄提供者等助成金交付申請書兼請求書(事業所用)
イ 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証明する書類(骨髄提供者が自身の助成金交付申請をすでに行っている場合は不要。)
ウ 骨髄提供者との雇用関係が確認できる書類(雇用証明書等)
エ 骨髄提供者が休業したことが確認できる書類

◆問合せ先

- 骨髄提供者等助成金交付事業に関するお問合せは…

岩倉市保健センター(電話 0587-37-3511)まで